

広島県告示第二百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成二十年三月三十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十年三月十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

中領家庄原線

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
庄原市上谷町字西灰原一八五番一地先から 庄原市上谷町字灰原一〇七三番二地先まで	新	〇	一六・六〇 〽二六・〇〇	一六・五〇	拡幅
	旧	五・〇〇 三・〇〇 〽	一三・五〇		
庄原市上谷町字灰原一〇七三番二地先から 庄原市上谷町字灰原一〇八九番一地先まで	新	〇	一五・五〇 〽七四・〇〇	一九六・〇〇	ダブルウェイ
	旧	五・〇〇 三・〇〇 〽	一三・五〇		
庄原市上谷町字灰原一〇八九番一地先から 庄原市上谷町字灰原一〇八九番一地先まで	新	九・五〇 〽四四・〇〇	一五五・〇〇	拡幅	
	旧	五・五〇 三・〇〇 〽	一四〇・〇〇		